

## □■養成所ニュースプラス第 36 号 2024□■

障害者基本法に基づき、毎年 12 月 3 日から 9 日までを「障害者週間」と定め、障害のある人の自立や社会参加の支援のため様々な取組が行なわれます。皆さんの勤務先でも参加する機会があるのではないのでしょうか。

「受験の手引」によると、本日、「受験票」が投函されることになっています。到着したら、試験会場だけでなく全てを必ず確認してください。12 月 16 日になっても届かない場合は、試験センターに電話で問い合わせるようにとのことです。皆さんも「受験の手引」10 ページをもう一度確認してください。

Plus Quiz は、「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」（現、児童・家庭福祉）から「児童相談所の設置及び業務」を取りあげます。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

### ■Plus Quiz・・・・・・・・

【第 32 回問題 142】児童相談所の設置及び業務に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 都道府県及び政令指定都市・中核市は、児童相談所を設置しなければならない。
2. 児童相談所長が行う一時保護は、保護者の同意なく 1 か月を超えてはならない。
3. 児童相談所長は、児童本人の意に反して一時保護を行うことはできない。
4. 児童相談所長は、児童等の親権者に係る民法の規定による親権喪失の審判の請求を行うことができる。
5. 管理栄養士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。

正答と解説は最後に記載してあります。

### ■Yoseijo Info・・・・・・・・

- ・(35 期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。
- ・(36 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ  
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。  
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。
- ・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。  
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

### ■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第 37 回国家試験は、令和 7 年 2 月 2 日（日）です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1410424&c=3246&d=99c7>

※試験時間、試験科目（午前・午後の内訳）が公開されました。

- ・本日（令和 6 年 12 月 6 日）、第 37 回社会福祉士国家試験の受験票が東京都内の郵便局から投函（郵送）されます。

←New

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1410425&c=3246&d=99c7>

- ・第 37 回国家試験から適用する社会福祉士国家試験合格基準並びに総試験時間数が公表されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1410426&c=3246&d=99c7>

- ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1410427&c=3246&d=99c7>

※申し込み受付期間は終了しています。

・本養成所では、受験対策講座の一環として「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」を web にて公開しています。

アクセスするための URL やパスワード等のお知らせはすでに郵送しておりますので、ぜひ受講してください。

また、12月5日（木）に国家試験直前対策講座（有料）のご案内を発送しました。是非ご活用ください。←New  
受験対策ページへアクセスはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1410428&c=3246&d=99c7>  
※11月29日に2本目の「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」動画を公開しました。3本目の公開まで今しばらくお待ちください。

#### ■Plus Info・・・・・・・・

その他の情報をお届けします

- ・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1410429&c=3246&d=99c7>

- ・本養成所では、皆さんの後輩にあたる第37期生の出願を受け付けております。

現在、2期募集を受付中です。皆さんの周りで社会福祉士取得を目指している方、関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非とも本養成所をご紹介しますようお願いいたします。

出願手続き等についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1410430&c=3246&d=99c7>

資料請求についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1410431&c=3246&d=99c7>

#### ■Back Number・・・・・・・・

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1410432&c=3246&d=99c7>

#### ■Plus Column・・・・・・・・

##### 【レポート作成講座第7号／3学期レポート作成のポイント2】

前回に続き、3学期レポート作成のポイントを確認していきます。今回は、相談系2科目と「社会福祉の原理と政策」です。

36期のレポート課題の中で、設定がユニークなのが「ソーシャルワーク演習（専門）2」です。はじめに、皆さんは「地域のサロン活動を企画することになった」という想定をします。レポート作成のポイントにサロン活動の具体例が挙げられています。そして、「グループワークの視点から配慮すべき事項をまとめる」のですが、それは、「実際に関連する企画を実行する際に求められるグループワークの手法」でなければなりませんし、「企画を計画実行する」うえでは、「ソーシャルワークの展開過程」をふまえ、「地域ニーズの把握にポイントを置く」ことが必要です。

次は、「ソーシャルワークの理論と方法（専門）1」です。レポート作成のポイントが課題に取り組む手順になります。課題文は、前半部分を「示し」、後半部分について「あなたの考え」を述べます。それぞれのバランスを考えて作成してください。

難しそうに見えるのが「社会福祉の原理と政策2」です。課題を読んで手が止まってしまった方は、取り掛かりにレポート作成のポイントごとに要点を書き出してみましょう。それをふまえて、課題文も分解して、それぞれ要点を書き出します。「福祉多元主義」、そのセクター、セクター間の調整・連携・協働、取り上げる日本の社会問題、「福祉多元主義」による社会問題への対応と課題、という具合です。この課題は国家試験出題基準の「福祉政策の構成要素」「福祉供給部門」にも該当します。丁寧にテキストにあたってください。以上、3学期レポート作成のポイントでした。

※科目名については、丸数字が文字化けするため算用数字で記載しています。

##### 【Plus Quiz・・・・・・・・正答と解説】

この科目では、統計調査から「児童・家庭の生活実態」「児童・家庭を取り巻く社会環境」を読み取るような問題、法制度の中では「児童福祉法」、関係機関と専門職の役割の中では「児童相談所」が多く出題されてきました。

「児童相談所」の項目では、児童相談所の主な業務内容や児童相談所長の権限を整理しておく必要があります。加えて2019（令和元）年の児童福祉法改正では、児童虐待防止対策の強化のため「児童相談所の体制強化」等を、2022（令和4）年の児童福祉法改正では、子育て世帯への包括的支援体制強化のため「一時保護所及び児童相談所による児童への処

遇や支援」「一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入」等もおさえておきましょう。

「児童・家庭福祉」の新しい出題基準では、いくつかの児童・家庭に対する法制度が加わりました。過去に出題されていない「特別児童扶養手当法」「少子化社会対策基本法」「子ども・若者育成支援推進法」「いじめ防止対策推進法」はテキストで概要をつかんでおくとう安心でしょう。

1. ×中核市では必置ではありません。都道府県、政令指定都市の義務です。2004（平成16）年児童福祉法改正で中核市が、2016（平成28）年改正で特別区が設置可能となりました。
2. ×一時保護は子どもの行動制限が伴うため、原則として開始した日から2ヶ月を超えてはなりません。児童相談所長または都道府県知事が必要を認めるときは、引き続き一時保護を行なうことができます。
3. ×一時保護を行わないと子どもの福祉を害すると認められるときは、子どもや親の同意を得なくても行うことができます。
4. ○児童相談所長は、親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求または、審判の取り消しの請求を家庭裁判所に行うことができます。
5. ×管理栄養士の配置は規定されていません。児童相談所運営指針では、所長、次長及び各部門長のほか、児童福祉司、相談員、精神科を専門とする医師、児童心理司、心理療法担当職員等の職員を置くことができるとされています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus